

1) 調査を行う上での留意点及び前提条件

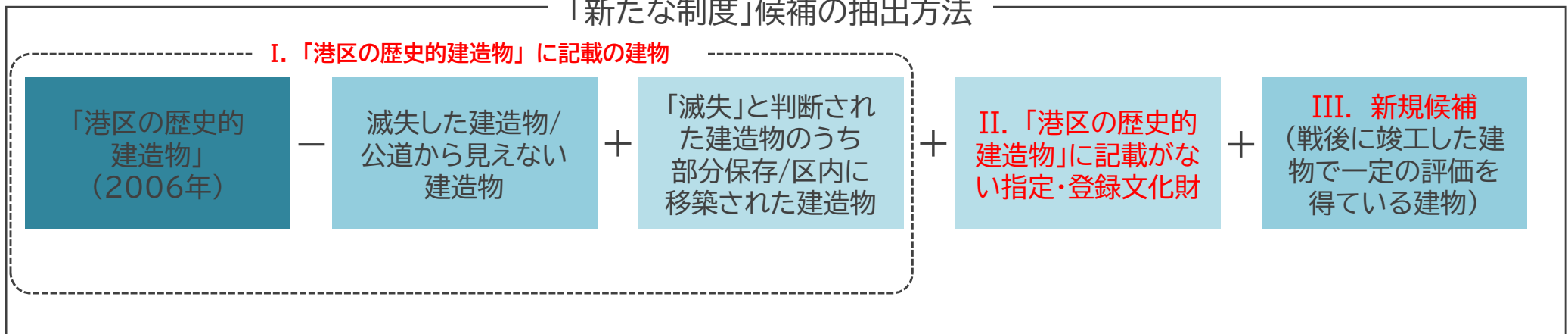
留意点

- 大半の歴史的建造物は私有物件であり、他の自治体等でも、指定・登録等を検討する段階の歴史的建造物は所有者の許可なく、**公開をしていません**。
- 港区景観審議会は審議内容が原則公開(HP)ですが、上記の理由から、新たな制度の歴史的建造物の候補の**リスト**は、今後の**公開資料からは除外**する予定。

今年度の歴史的建造物の調査の前提条件

- 来年度の制度開始に向け、R8年度中に「**新たな制度**」の候補を抽出し、**所有者の意向調査を実施する必要**
 - 新たな物件を1から探すのではなく、図書文化財課が従前に調査・作成した「港区の歴史的建造物」に掲載されている物件(うち残存しており、公道から見えるもの)をベースに、これが対象としていない戦後の建物で、主に築約50年程度以上の建物を対象として、専門家等が既に価値を認めている建造物等を抽出し、**新たな制度の候補となる物件をリストアップ**
- ➡ **候補を数多く上げることが目的ではなく、制度設計のための所有者意見を聞くことが主眼**

「新たな制度」候補の抽出方法



「新たな制度」の候補となる歴史的建造物の調査について

2) Ⅲ. 新規候補の抽出方法

対象	例	本調査における参照の有無
文化庁の歴史的建造物等の調査事業	「日本近代建築総覧」、「近代和風建築調査」、「東京の近代洋風建築」「東京都の近世社寺建築」「日本の近代土木遺産」	× (「港区の歴史的建造物」の調査で既に参照されており、反映されているため)
	近現代建造物緊急重点調査	× (東京都では本調査が未実施のため参照するデータ無)
港区史	『港区史』(令和版)	○
建築に関する専門家・職能団体のリスト等	ドコモモジャパン「選定建造物」	○
	BELCA賞	○
	公益社団法人 日本建築家協会「建築リノベーションアーカイブ.com」	○
	住宅遺産トラスト	○
建築に関するイベント	「東京建築祭2026」	○
建築史家が書いた著作等	藤井恵介氏、藤森照信氏、倉方俊輔氏ら	○

「新たな制度」の候補となる歴史的建造物の調査について

3) 現時点での候補数

I.「港区の歴史的建造物」に記載の建物（棟数ベース）	該当数(棟)
全体数(A)	282
滅失した建造物(B)*	53
公道から見えない建造物(C)	14
「滅失」と判断された建造物のうち部分保存/区内に移築された建造物(D)	6
計(A-B-C+D)	221

参考資料2-1参照

II.「港区の歴史的建造物」に記載がない指定・登録文化財（棟数ベース）	該当数(棟)
区指定有形文化財	1
都指定有形文化財	1
重要文化財	1
国登録有形文化財(件数は5件だが1件が4棟から構成される物件有)	8
都選定歴史的建造物	1
計	12

参考資料2-2参照

III.新規候補（棟数ベース）	該当数(棟)
(詳細は別紙のリスト参照、1件を1棟相当で換算)	23
計	23

参考資料2-3参照

合 計
256棟*

*1件が複数棟で構成される建造物等があるため、意向調査の送付対象者数はこの合計数よりも少なくなる可能性があります。

「新たな制度」の候補となる歴史的建造物の調査について

4) 所有者意向調査の概要

目的

- 「新たな制度」の目指す緩やかな歴史的建造物・樹木の保存の考え方や補助制度等の所有者支援の実施意向を伝える。
- 「新たな制度」の詳細設計に向けて、当事者となる歴史的建造物の所有者の苦勞や要望等を把握し、活かすことで、所有者がより使いやすい制度を目指す。

意向調査の対象

- 参考資料2-1～2-3で抽出した候補物件の所有者

実施時期・実施方法

- 2026年8月頃(送付～回答)
 - 郵送による送付(回答は郵送等を検討中)
- ⇒結果速報は第40回景観審議会(10月または11月頃に予定)で共有

質問作成の留意事項

- 回答作成に当たっては、回答及び分析のしやすさを考慮し、選択肢を作成

質問事項(案)

- 参考資料3参照